

御殿場の宝「水かけ菜漬」を守ろう！！

漬物製造等事業継続支援補助金

令和7年度も継続します

食品衛生法の一部改正に伴い、「水かけ菜漬け」を含む漬物等を製造し販売する場合は、漬物製造業の営業許可が必要になりました。

市は、市民の皆さんに愛され、御殿場を代表する特産品であり、早春の訪れを告げ貴重な食文化である「水かけ菜漬」を守り、後世に受け継ぐため、製造に必要な営業免許の取得に要する設備投資や資器材の購入などに係る経費の一部を生産者に対し助成する制度を令和7年度も継続して実施いたします。

補助対象者 ■ 市内において漬物製造業の営業許可を取得し、農産物加工品の製造及び販売を行う者で、かつ市税（国民健康保険税を含む。）の滞納がない者

- ・本市に在住し、農業を営むもので御殿場市産等の農産物を原材料として加工するもの
- ・上記に規定する者が所属する生産者団体等

補助申請期間 ■ 令和7年4月1日（火）～12月26日（金）

補助限度額 ■ 1事業申請者あたり **最大100万円**

補助対象経費 ■ 営業許可の基準を満たすための資器材の購入及び設置並びに施設改修等の工事に要する経費（個人での資器材購入費も対象）

※当該事業に関連しない工事や設備投資、既存施設の撤去費等は除く

補助率 ■ 上記の補助対象経費に **3/4** を乗じた額

その他条件等 ■ ・補助事業後5年間にわたり、漬物等の農産物加工品の製造額又は販売額等を維持し、市に報告する必要があります。

※上記以外にも条件等がありますので下記の問い合わせ先にご相談ください。

申請先・問い合わせ ■ 御殿場市農政課（82-4661） ※裏面もご覧ください。



○補助金申請の主な流れ

※市への補助申請の前に、申請者本人が御殿場保健所に営業許可の取得に必要な施設や設備等について、配置図を作成し確認してあることが必要です。

(①、③、⑤について申請者の対応が必要です)

① 補助申請【様式第1、2、3号】 事業者 → 市

※添付資料として、申請書の他に配置図等の図面、見積書を用意してください

※令和7年12月26日(金)までに申請してください

② 交付決定【様式第4号】 市 → 事業者

(事業着手…各種資器材の購入、工事等開始)

(事業完了…工事終了)

(事業完了後…各種代金等の支払い)

←事業者が実施

注意事項■・申請後に、市の交付決定を受けてから、事業着手(資器材の購入、工事等の開始)してください。

※すでに着工済みの方は市にご相談ください。

・漬物製造業の営業許可申請時に配置図等に記載し、新たに設置・改修された設備等が対象となります。

・漬物製造業の営業許可に直接関係の無い、資器材の購入及び工事等は補助対象になりません。

※「漬物製造業」の営業許可申請には手数料(14,000円…県証紙)が必要になります。

※食品衛生法に基づく「食品衛生責任者」を設置しなければなりません。

「食品衛生責任者」の資格を得るには、県食品衛生協会が主催する講習会(受講時間…6時間)を受講する必要があります(調理師、製菓衛生師、栄養士等の資格があるものは除く)。受講には事前の申込が必要です。(受講料11,000円)

③ 完了報告【様式第7、8、9号】 事業者 → 市

※令和8年2月27日(金)までに市に提出

(事業完了に基づく現地確認の実施)

④ 補助金確定【様式第12号】 市 → 事業者

⑤ 補助金請求【様式第13号】 事業者 → 市

⑥ 補助金交付 市 → 事業者

③の完了報告から概ね2か月程度を目安に補助金を交付します。

※補助を受けた後、翌年から5年間は売上等を報告する義務があります。

※補助対象経費が50万円を超える場合は補助金決定額を限度として、1回に限り補助金の概算払を請求することができます。